

鳥取県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格特例について

「鳥取県中学校総合体育大会要項作成基準 8 参加資格 4」に下記を別紙追加し、参加資格とする。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

- (1) 地域クラブ活動に所属し、各地区中学校体育連盟主催の競技会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 鳥取県中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 大会の参加を認める条件

- ア 鳥取県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
- ウ 原則として鳥取県下の中学校等に在籍している生徒であること。
- エ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に申請・登録していること。
- オ 日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、鳥取県下で適切に行われていること。
- カ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- キ 鳥取県中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- ク 同一年度における大会について、在籍中学校での大会参加は認めない。また、選手登録名簿を提出後の登録変更は認めない。（選手登録変更可能期間を除く）
- ケ 鳥取県中学校体育連盟に認定されていること。

② 鳥取県中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

- ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際して、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

③ 参加認定について

- ア 認定申請に際して、申請書・確認書に虚偽の記載があった場合は、参加を認めない。
- イ 在籍生徒が県をまたぐことを原則認めない。ただし、以下のすべてを満たす場合に限り、協議し、特別に認める場合がある。
 - ・生徒が在籍する学校に該当する部活動がない場合。
 - ・中国ブロック内の隣接する県である場合。
 - ・県内に『該当する地域クラブ活動がない』または、『地理的条件などにより、日常的に練習参加することが実質不可能である』場合。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

- ※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
- ※3 この特例は、今後も検討を続けていく。
- ※4 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの発出により（2）①カ修正。
- ※5 （2）②イ（引率細則は適用する）削除。（令和5年12月7日）
- ※6 （2）①ウ追記。（2）③イ追記。（令和6年5月1日）